

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月5日 提出

提出者 周南市議会議会運営委員会

委員長 福田 健 吾

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例

周南市議会委員会条例（平成15年周南市条例第243号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「いずれかの委員になるものとする」を「いずれか1の委員になるものとし、2以上の委員になることはできない」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、常任委員会の委員とならないことができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の周南市議会委員会条例第2条第2項の規定により議長が常任委員会の委員になっているときは、議長は、第18条の規定により当該委員を辞任することができる。